

令和6年10月16日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海事振興部 旅客課  
海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和6年10月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	渡辺 直彦
(3) 処分等の種類	警告
(4) 事故等の概要	令和6年7月27日、渡辺 直彦が運航する旅客船「Vira I (ヴィラワン、以下「本船」という)」が河口湖町長浜地区を航行中、同地区を航行していた水上バイクと衝突し、本船の旅客3名及び船員1名が負傷した。
(5) 処分等の内容	<p>① 海上運送法第20条第2項に基づき、届出をした事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の30日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出ること。</p> <p>② 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立すること。また、安全管理規程第4条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底及び重大な事故等に対する確実な対応について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。</p> <p>③ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>④ 安全統括管理者又は運航管理者は、安全管理規程第20条に基づき、事業者内組織又は使用船舶の変更等、この規程に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議す</p>

	<p>ること。</p> <p>⑤ 船長は、安全管理規程第34条に基づき、発航前に船舶が航海に支障がないか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検し、その結果を記録すること。</p> <p>⑥ 安全統括管理者は、安全管理規程第37条に基づき、アルコール検知器を用いた検査体制を構築するとともに、その検査結果を記録し、1年間保存すること。</p> <p>⑦ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条及び第51条に基づき、乗組員、安全管理に従事する者に対して、県が条例で定める関係法令その他輸送の安全確保に必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、実施後はその概要を記録すること。</p> <p>⑧ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条及び第51条に基づき、年1回以上、関係者とともに事故処理に関する訓練を実施し、実施後はその概要を記録すること。</p> <p>⑨ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、安全管理規程を船舶、事業所その他必要と認められる場所に備え置くこと。</p>
(6) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分等により付された違反点数 15点  (うち輸送の安全に関する違反点数 15点)</p> <p>当該事業者の累計点数 15点</p>

令和6年10月30日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和6年10月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	望月 孝夫
(3) 処分等の種類	輸送の安全の確保に関する命令
(4) 事故等の概要	令和6年7月7日、望月 孝夫が運航する旅客船「ふじみ（以下「本船」という）」が河口湖大橋周辺水域を航行中、同水域を航行していたバス釣りボートと衝突し、本船の乗客3名が負傷した。
(5) 処分等の内容	<p>以下に掲げる措置について、令和6年11月29日までに当局あて文書にて報告すること。</p> <p>① 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、旅客に対する救命胴衣着用の徹底をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。</p> <p>② 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、救命胴衣着用の徹底をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>③ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。</p> <p>④ 船長は、安全管理規程第29条に基づき、運航管理者への連絡を徹底すること。</p> <p>⑤ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第30条及び第53条に基づき、安全管理規程及び届出航路に係る運航基準図について、船舶に備置すること。</p>

	<p>⑥ 船長は、安全管理規程第34条に基づき、チェックリストに基づいて発航前点検を実施し、その結果を記録すること。</p> <p>⑦ 船長は、安全管理規程第36条及び作業基準第13条に基づき、救命胴衣の着用義務について、旅客に対して十分な周知を行い、船内における旅客の遵守事項の掲示を行うこと。</p> <p>⑧ 船長は、安全管理規程第36条及び作業基準第14条第1項に基づき、暴露甲板上の旅客に対して救命胴衣の着用を徹底させること。</p> <p>⑨ 安全統括管理者は、安全管理規程第37条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査を実施し、検査結果を記録する体制を構築すること。</p> <p>⑩ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、乗組員に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について周知徹底を図るため、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>⑪ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、情報伝達訓練を含む全社的体制の事故処理を想定した訓練を計画し、年1回以上実施するとともに、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>⑫ 船長は、運航基準第7条第2項に基づき、速力基準表を船舶に掲示すること。</p>
(6) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分等により付された違反点数      31点  (うち輸送の安全に関する違反点数      31点)</p> <p>当該事業者の累計点数      31点</p>